

(7) 決議文

製鐵合同反對労働者大會は今議會に提案されんとする製鐵官民合同案に對し左の理由に依り斷乎反對を決議す

- 一、製鐵官民合同案は日本製鐵事業を營利化し國家の利益を度外視し國家非常時に際しては軍需品の暴騰を來し生産的不合理の反國家的暴案である
  - 二、大金融資本の覇權を擴張し民間ボロ會社を救濟せんとする資本及政治的陰謀である
  - 三、合同實現の曉は必然産業合理化を招來し二萬從業員の生活を根本的に破壊す
  - 四、合同は鐵製產品獨尙價格を生み一般國民大衆の日常消費生活を壓迫す
- 依つて製鐵官民合同反對労働者大會は本大會の名に於て斷乎と

して製鐵官民合同案に反對すると共に貴下中島商工大臣に對し該案の撤回を要望するものである

右決議す

昭和八年一月廿日

製鐵官民合同反對労働者大會

中島商工大臣殿